

秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

令和８年９月１７日

秋田県雄勝地域振興局長 小原 友明

１ 入札の方法

本業務は、入札参加資格確認申請、入札等の手続を秋田県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、電子入札システムによりがたい者（秋田県公共事業電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）第９又は第１０の規定により入札執行者が認めた場合に限る。）にあつては、紙入札方式によることができる。

２ 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- （１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （２）秋田県建設業者等級格付名簿（当該「業務別発注概要書」（以下「発注概要書」という。）に示す格付工種及び等級）に登載されていること。
- （３）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定による建設業の許可（発注概要書に示す許可業種及び許可区分）を受けていること。
- （４）発注概要書に示す許可業種について、委託契約を締結する日の１年７月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第２７条の２３の規定による経営事項審査を受けていること。
- （５）競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
- （６）営業所の所在地について、次のいずれかに該当すること。
 - ① 建設業法第３条に規定する営業所のうち、発注概要書に示す営業所を有すること。
 - ② 「建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査及び入札参加機会の確保に関する特例要領」（以下「特例要領」という。）第５第４項（平成２３年５月１日改正前の特例要領第６第４項又は第５項を含む。）の規定（以下「合併特例」という。）に基づく営業所のうち、発注概要書に示す営業所を有すること。
- （７）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （８）秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- （９）電子入札運用基準第３に基づく利用者登録を行っていること。
- （１０）その他の入札参加資格要件は、発注概要書に記載のとおりであること。

3 入札参加資格確認申請等

(1) 入札参加申請に必要な資料等の配布

「秋田県電子入札システム」の入札情報サービスによる。

(2) 入札参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を発注概要書に示す期限内に「秋田県電子入札システム」により提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び期限内に一部提出すること。

(3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については確認は行わないものとする。

(4) 入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったとき、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

(5) 設計図書等の閲覧

① 本業務に係る仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあつての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、電子入札システムの入札情報サービスによる。

② 設計図書等については、建設工事設計図書等複写機関名簿に記載された複写機関において実費を負担した上で複写することができる。

③ 閲覧期間は発注概要書に示すとおりとする。

(6) 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問・回答は、電子入札システムにより行うものとし、質問期限及び回答期限は発注概要書に示すとおりとする。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

請負代金額の10分の1以上（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあつては10分の3以上）の金額とする。（ただし、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）第178条各号のいずれかに該当する場合は免除することができる。）なお、納付方法等については、規則の規定による。

5 入札書等の提出等

(1) 提出方法

発注概要書に示す期限内に電子入札システムにより提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び開札予定時刻までに、入札書を持参して提出するとともに開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。（ただし、予定価格を入札公告時に公表しない場合を除く。）なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとする。

(4) その他

- ① 入札執行回数は、1回とする。（ただし、予定価格を入札公告時に公表しない場合にあっては2回までとする。）
- ② 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

6 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。
この場合において、入札価格が最も低い者が2者以上であるときは、電子入札運用基準第16に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。
- (2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。
 - ① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
 - ② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき
- (3) (2)によっては落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。
- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (5) 契約担当者は、(2)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。
- (6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(5)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日（休日を含む。）以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができる。
- (7) 落札者となった者は、秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を速やかに提出しなければならない。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合にあっては電子証明書を取得していない者のした入札）
- (9) 紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかったもののした入札
- (10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

8 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 履行期限は、事情により変更することがある。
- (4) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- (5) 落札決定通知日は、事情により変更することがある。
- (6) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (7) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、規則及び秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の定めるところによる。

業務別発注概要書

A. 入札参加資格等

委託番号	08-G449-Y1		
業務名	令和8年度 県単道路補修事業(交通安全)冬期対策業務委託		
委託箇所	国道342号 ほか 雄勝郡東成瀬村仁郷～県境 ほか		
予定工期	令和8年12月25日まで		
業務概要	国道342号 ガードケール撤去工(C種,3条) 4,296m ガードケール撤去工(B種,4条) 1,758m 視線誘導標撤去 223本 路側標識撤去 29基 国道397号 ガードケール撤去工(C種,3条) 3,194m 視線誘導標撤去 86本 路側標識撤去 3基		
予定価格	事前公表対象外		
低入札価格調査制度適用の有無	無		
総合評価落札方式適用の有無	無		
入札参加形態	単体		
入札参加資格要件	令和8年度秋田県建設業者等級格付名簿	格付工種	一般土木 工事
		等級	C 級
	建設業法第3条規定	許可業種	土木 工事業
		許可区分	特定又は一般建設業許可
		営業所の所在地	主たる営業所が 雄勝管内(湯沢市、雄勝郡)
	合併特例に基づく営業所の所在地	雄勝管内(湯沢市、雄勝郡)	
	同種工事の施工実績(※)	有効期間	—
		工事の内容	—
		共同企業体出資比率	—
		総合評定値(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の3の規定により算出された直近値)(※)	—
	配置予定技術者の当該工事の役割	専任を要しない主任技術者	
その他の事項			

※の項目は、入札参加資格として必要がある場合のみ記載

業務別発注概要書

B. 入札関係書類提出方法等

(委託番号: 08-G449-Y1)

入札参加資格確認申請書の提出等	提出期間 (サーバー停止時間は除く)	令和 8 年 9 月 17 日 (木) から 令和 8 年 9 月 30 日 (水) 正 午 ま で	
	提出書類等	ア 競争入札参加資格確認申請書 (様式1号)	
	提出方法・提出先	秋田県電子入札システム 紙入札方式を承認された者は	アの提出不要(提出書類等がアのみの場合は提出を要する。) 秋田県雄勝地域振興局総務企画部総務経理課 総務経理チームへ上記の提出書類等を全て1部持参
設計図書等の閲覧期間		令和 8 年 9 月 17 日 (木) から 令和 8 年 10 月 6 日 (火) ま で	
設計図書等に対する質問期限		令和 8 年 9 月 28 日 (月) ま で	
設計図書等に対する回答期限		令和 8 年 9 月 29 日 (火) ま で	
入札書の提出期間(サーバー停止時間は除く)		令和 8 年 10 月 1 日 (木) 午 前 8 時 30 分 から 令和 8 年 10 月 6 日 (火) 午 後 3 時 ま で	
紙入札者の入札書の提出先		秋田県雄勝地域振興局総務企画部総務経理課総務経理チーム	
開札予定時刻		令和 8 年 10 月 7 日 (水) 午 前 9 時	
落札決定通知日(予定)		令和 8 年 10 月 13 日 (火)	
問い合わせ先	入札に関する事項	機関	秋田県雄勝地域振興局総務企画部総務経理課総務経理チーム
		所在	秋田県湯沢市千石町二丁目1-10
		電話	0183-73-8194
	設計図書等に関する事項	機関	秋田県雄勝地域振興局建設部企画・用地課企画監理チーム
		所在	秋田県湯沢市千石町二丁目1-10
		電話	0183-73-6165
その他の事項			